

## 令和5年度 権利擁護連携支援センターでの専門相談について

三原市権利擁護連携支援センター（以下、当センター）は次の通り、権利擁護に係る専門相談事業を行います。

### ■ 専門相談に対応する司法専門職

弁護士  
司法書士

### 専門相談事業について

支援者より、次のような専門的な助言を求められた場合、面談にて助言等を行ってまいります。内容によっては電話等での回答の場合もあります。

- ケア会議等において、法的な見解からの意見が必要とされた場合についての助言
- 法的な制度の検討が必要と思われるが、本人が相談を拒否、或いは事情があつて相談に行くことが難しいために法テラス等の制度が利用できない場合
- 現在の支援内容が法的に問題ないか、助言や確認を必要とする場合
- その他、当センターに相談していただいた内容で、専門相談が必要と判断した場合

### (利用のながれ)

#### ① 【支援者】 弁護士・司法書士に相談したい内容を整理してください

弁護士・司法書士に相談したい内容を整理して、別紙相談票に記入してください（本人の状況や課題を分かる範囲でまとめてください）。併せて、希望日（日時を決定することが困難な場合はおおよその時期）を調整し、いくつか候補日を用意してください。

#### ② 【支援者】 当センターに連絡ください

相談内容等を、当センターへ連絡し、相談票をメール等で送付してください。内容によっては、情報収集、資料提供をお願いする場合があります。

#### ③ 【当センター】 相談票をもとに弁護士・司法書士に連絡し、日程調整を行います

日程が決まりましたらご連絡します。希望日に添えない場合は、再度調整します。

#### ④ 【支援者】 弁護士・司法書士と面談相談をします

面談日当日は、原則当センター担当者も同席します。

※面談調整を円滑に進めるため、できる限り希望日時は余裕を持たせて、依頼したい内容等を当センターに連絡してください。

※依頼内容によっては、当センター担当者に対応する場合や、電話での問い合わせ対応、地域連携ネットワーク代表者会議の活用等を提案する場合があります。

※本事業による相談の範囲を越える訴訟事件や講師依頼等については、利用できません。

※費用については当センターが負担します。

#### 連絡先

三原市権利擁護連携支援センター  
〒723 - 0014 三原市城町一丁目2番1号  
(三原市社会福祉協議会内)  
電話 0848-29-9000